

新型インフルエンザに関するお知らせ

1. デリーにおける最初の新型インフルエンザ感染者発生

(1) インド保健家族福祉省は、7日付のプレスリリースにおいて、デリーで最初となる新型インフルエンザウィルス感染者が確認されたことを発表しました。

(2) 感染者は35歳の男性で、2日のニューヨーク発エアインディア102便でデリーに到着し、4日からインフルエンザ様症状が現れたとのこと。現在感染者は自宅におります。

2. インド国内における感染者

本日8日までに、インドにおいては10名の感染者が確認されています。7名がハイデラバード、2名がコインバートル、1名がニューデリーとなっています。

3. デリーで新型インフルエンザの陽性患者が確認されたのは、初めてのケースとなりますが、今回の患者発生に伴い、在留邦人の皆様におかれましては、引き続き十分ご注意ください。情報収集につとめるとともに、下記の情報を参考に、インフルエンザ予防用品の購入等の対策を進めていただくことをお勧めします。

インフルエンザの予防については、一般的に以下が有効とされています。

- (1) 十分な水・食糧の備蓄を行い、不要不急の外出は控える。
- (2) 外出する際は人混みを避ける。また、咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。
- (3) 積極的に手洗いやうがいを行う。
- (4) ウィルスは粘膜を介して感染するので、うかつに目、鼻、口などの粘膜部分に手で触れない。
- (5) 発熱や咳などインフルエンザと似た症状がみられた場合には、迷わず現地の医療機関の診療を受ける。
- (6) 薬局で入手可能な用品を購入し備える。
 - ・ サージカル マスク (Surgical Mask)
 - ・ 手袋 (Plastic Glove)
 - ・ 消毒薬 (Disinfectant) エタノール (Ethanol) 次亜塩素酸 (Sodium Hypochlorite)
 - ・ 手指消毒薬 (Hand Disinfectant 又は Hand Rub)

3. 現在、多くの国においては、入国時の健康チェック（体温確認等）が行われています。その際、発熱、インフルエンザ様症状が疑われた場合には、新型インフルエンザ感染の確認等のため、一定期間停留を求められる場合がありますので、日本出発時に発熱等不調を感じられた場合には出発前に都道府県による新型インフルエンザ相談窓口発熱相談センター

(<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090430-02.html>) 等にご相談されることをお勧めします。

4. なお、メキシコ以外で新型インフルエンザの感染が確認されている国及び地域に渡

航を検討されている方は、渡航先の感染状況及びWHOの情報等最新情報を入手し、十分注意してください。また、これらの国及び地域に滞在されている方は、今後WHOの情報にも留意しつつ、感染防止対策を徹底するとともに、感染が疑われた場合には速やかに医療機関で受診してください。特に、カナダ、米国については、感染が拡大していること、死亡者が発生していること、及び同地域から帰国した邦人の感染が確認されていること、等をふまえ、十分に注意してください。

2009年6月8日午前10時（日本時間）現在、感染及び死亡が確認された旨WHOまたは政府当局が発表した国・地域は以下のとおりです。

(1) WHOが公表している感染状況（2009年6月5日午後3時（日本時間）現在）

感染が確認された国・地域 69か国1地域、感染者数 21,940人（うち125人死亡）
感染が確認された主な国は次の通りになります。

メキシコ 5,563人（うち103人死亡）、米国 11,054人（うち17人死亡）、カナダ 1,795人（うち3人死亡）、チリ 369人（うち1人死亡）、コスタリカ 68人（うち1人死亡）、オーストラリア 876人、英国 428人、日本 410人（我が国厚生労働省によれば合計420人の感染確認）スペイン 218人、パナマ 173人、アルゼンチン 147人、中国（香港を含む）89人（中国衛生部発表は61人、香港衛生署発表は30人）、エルサルバドル 49人、フランス 47人、ペルー47人、エクアドル 43人、ドイツ 43人、韓国 41人、イスラエル 39人、イタリア 38人

(2) 現地政府のみが発表している国（2か国）

アラブ首長国連邦1人、ウクライナ1人

また、6月8日午前10時現在、感染疑いがある国は以下のとおり（報道含む。5か国）です。

ベリーズ、コンゴ（民）、アルバニア、モルドバ、トリニダード・トバゴ

5. 新型インフルエンザとは

動物のインフルエンザウイルスがヒトの体内で増えることができるように変化し、継続的にヒトからヒトの感染がみられるようになった場合に、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザといいます。

今般、メキシコや米国等で感染が確認されたインフルエンザ（A/H1N1）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」第6条7号に規定する新型インフルエンザに位置づけられたところです。

6. 新型インフルエンザの症状

発熱、倦怠感、食欲不振、咳など、通常のインフルエンザと同様の症状があらわれます。また、鼻水、咽頭痛、吐気、嘔吐や下痢などの症状を訴える患者もいます。

7. 日本帰国時の健康チェック

わが国入国前の検疫において、インフルエンザ様症状がある場合には検査を行い、必要に応じ、隔離等の措置がとられる場合がありますので、到着時の検疫所の指示に従ってください。なお、帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には検疫所の健康相談室にお申し出ください（帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。）。

8. 感染防止策

下記の点に留意し、感染防止に努めてください。

(1) 十分な水・食糧の備蓄を行い、不要不急の外出は控える。

(2) 外出する際は人混みを避ける。また、咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。

(3) 積極的に手洗いやうがいを行う。

(4) ウイルスは粘膜を介して感染するので、口、鼻、目などの粘膜部分に不用意に手で触れない。

(5) 発熱や咳などインフルエンザと似た症状がみられた場合には、現地の医療機関を受診する。

9. 海外における入国時の健康チェック

現在、多くの国においては、入国時の健康チェック（質問票やサーモグラフィによるもの）が行われています。その際、発熱等インフルエンザ様症状がある場合には、新型インフルエンザ感染の確認等のため、一定期間待機を求められる場合がありますので、日本出発時に発熱等不調を感じられた場合には出発前に都道府県による新型インフルエンザ相談窓口発熱相談センター（<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090430-02.html>）等にご相談されることをお勧めします。

（問い合わせ先）

○外務省領事局政策課

電話：（代表）03-3580-3311 （内線）4484

○外務省領事局海外邦人安全課

電話：（代表）03-3580-3311 （内線）5140

○外務省海外安全相談センター

電話：（代表）03-3580-3311 （内線）2902

○外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（携帯版）：<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>

（関連ホームページ）

○厚生労働省ホームページ（新型インフルエンザ対策関連情報）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

（新型インフルエンザ（ブタ由来インフルエンザ H1N1）

http://idsc.nih.gov/disease/swine_influenza/index.html

○世界保健機関（WHO）ホームページ（新型インフルエンザ関連）

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/>（英語）

○CDC（米国疾病予防対策センター）

<http://www.cdc.gov/h1n1flu/>（英語）

○農林水産省ホームページ（新型インフルエンザ関連情報）

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/buta.html>